事務所通信

2010 年 9 月号 №.63



(焼 山)

CONTENTS

所長コメント

 小規模企業共済
 P4
 ・・・・稼ぎの器を決める2種類の評判
 P1
 税務Q&A
 P5

● 印紙税と消費税
P2
お知らせ おもしろ雑学
P6
雇用保険の適用範囲
P3
休日カレンダー あとがき
P7

~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~

走 力

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.katozeirishi.jp

稼ぎの器を決める2種類の評判

世間では、優秀な人を「あの人はできる人だ」と言います。ちょうど中小企業の社長さんなどは、よくこういう評判を得ています。これはたとえば、「この仕事は、あの人がスペシャリストだ」という評判や、「あの人は仕事に対して情熱的で妥協がない」など、仕事能力の高い人であるというイメージです。しかし、これから大きく稼ぐ人間には仕事能力の高さだけではなく、「あの人はできた人だ」という、いわば人間的能力の高さに対する評価がどうしても必要になってきます。なぜならトップに立ち、大勢の人間を動かそうとしたら、信頼や尊敬を感じられる人間でなければ、人はついてこないからです。

つまり、「できた人」の評判とは、「あの人には人望があり、徳のある人だ」という評価や、「あの人は謙虚で決して威張らない」「みんながあの人についていきたくなる」「あの人となら損得勘定を抜きに付き合いたい」と思われる人間だということです。

そして、「できる人」と「できた人」の両方の評判の違いを比べてみると、どちらが大きく稼げるか、一目瞭然でおわかりいただけるでしょう。そう、大きく稼げるのは「できる人」ではなく、「できた人」なのです。

くできる人とは>

- ◎仕事能力の高い人
- ◎その人の人間性ではなく、仕事能力に魅力のある人
- ◎戦略戦術に優れ、利益をもたらせてくれるだけで十分な人。
- ◎損得勘定で判断して、ついて行きたくなる人。
- ◎「打算的」「冷たい」と思われている人。

くできた人とは>

- ◎人間的能力の高い人
- ◎人望があり、人間性に優れた徳のある人
- ◎人々から信頼と尊敬を集める人。
- ◎損得勘定を抜きにして、付き合いたいと思われる人
- ◎謙虚で威張らず、人を決して見下さない人

マスコミで民主党の総裁選が話題になっていますが、どっちが〈できる人〉的でどっちが〈できた人〉的かがはっきりして面白いです。『あっしには関係ない』 ことですが、結果がどう出るかが楽しみですネ。

営業上では必ず利用する契約書、領収書。皆さん印紙の貼付については商売人なのでご存じかと思いますが 消費税及び地方消費税の取扱に困ったことがありませんか。記載金額を、税込で判断するのか?税抜で判断 するのか?と…。下記の通り国税庁で解説しておりましたのでご紹介いたします。

●消費税等の額が区分記載された契約書等の記載金額

消費税の課税事業者が消費税及び地方消費税(以下「消費税額等」といいます。)の課税対象取引に当たっ て課税文書を作成する場合に、消費税額等が区分記載されているとき又は、税込価格及び税抜価格が記載さ れていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額 等は印紙税の記載金額に含めないこととされています。なお、この取扱いの適用がある課税文書は、次の三 つに限られています。

- (1) 第1号文書(不動産の譲渡等に関する契約書)
- (2) 第2号文書(請負に関する契約書)
- (3) 第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)

具体的な例をあげて説明すると次のようになります。

まず、広告の請負契約書に、「請負金額 1,050 万円うち消費税額等 50 万円」と記載したとします。こ の場合、消費税額等 50 万円は記載金額に含めませんので、記載金額 1,000 万円の第 2 号文書となり、印 紙税額は1万円となります。

また、「請負金額 1,050 万円 税抜価格 1,000 万円」と税込価格及び税抜価格の両方を具体的に記載 している場合についても、消費税額等が容易に計算できることから、記載金額は1,000万円となります。

しかし、消費税額等について「うち消費税額等50万円」とではなく、「消費税額等5%を含む。」と 記載した場合には、消費税額等が必ずしも明らかであるとは言えませんので、記載金額は 1,050 万円と 取り扱われ、第2号文書の場合、印紙税額は2万円となります。

次に、金銭の領収書に、「商品販売代金 29,000 円、消費税額等 1,450 円、合計 30,450 円」と記載し たとします。この場合、消費税額等の 1,450 円は記載金額に含めませんので、記載金額 29,000 円の第 17 号の 1 文書となります。したがって、記載金額が 3 万円未満ですから、非課税文書となり、印紙税は 課税されません。

①消費税額等が区分記載されている場合

~請 負 契 約 書~

請負金額 10,500,000円

(うち消費税額等 500,000円)

~請負契約書~

請負金額 10,500,000円

(税抜金額 10,000,000円 消費税額等 500,000円)

- ★記載金額1, OOO万円 印紙税10, OOO円
- ②消費税額等が区分記載されていない場合

~請 負 契 約 書~

請負金額 10,500,000円

(うち、当費科終育等5%を含す:)

~請 負 契 約 書~

請負金額 10,500,000円

★記載金額1, O5O万円 印紙税2O, OOO円

③領収書の場合

領 収 書

領収金額 30,450円

(商品代 29,000円 消費税額等 1,450円) ★記載金額29,000円 印紙税 信果税 領 収 書

領収金額 30,450円

★記載金額30, 450円 印紙税200円

< 倉 又 >

雇用保険の適用範囲が拡大されています

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。



- 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること





- 31日以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、 31日以上の雇用見込みがある場合には、加入していナナビくことが必要です。

※ 適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して 雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出 することが義務づけられています。

< 堀 田 >

小規模企業の経営者の退職金にご活用下さい!!

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業再建を図るための 資金をあらかじめ準備しておくための共済制度として「小規模企業共済制度」が あります。

小規模共済のメリット

■ 納付した掛金は、納付した年分の所得金額から全額所得控除できます。

所得税

所得金額 所得控除 差引所得金額 所得税 300万 - 50万 = 250万 152,500円

月額 30,000 円納付すると

所得金額 所得控除 差引所得金額 所得税 300万 - 50万 + 36万 = 214万 116,500 円

住民税 納付した共済掛金×10% = 36,000円節税

■■ 所得税、住民税を合わせると **72,000** 円の節税となります。■■

※所得税の節税額は所得金額に応じた税率によって変わります。 ※住民税の税率は一律10%です。 (H22.8 現在税率)

差額 36,000 円節税

共済の受取

- 共済事由により受取金額が変わります。
 - ・廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合等、一定の条件を満たしていれば掛金の100%以上の共済金が受け取れます。
 - ・任意解約の場合であっても、納付月数に応じて共済金が受け取れます。 20年以上納付すると掛金合計の100%以上の共済金が受け取れます。

加入できる方

■ 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び、会社の役員。

さらに!

平成22年4月に法改正により、小規模企業共済の加入対象者が拡大し、個人事業主の他、個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」まで加入できるようになります。

※上記改正は、H23年1月1日より施行されます。

★ 制度の詳細については、監査担当者にご確認、ご相談下さい。

< 池 原 >



●贈与税関係

Q1

A社から300万円相当の物品をもらいました。贈与税がかかるのでしょうか



贈与税は個人から財産をもらった場合に係る税金であり、法人から財産をもらった 場合には、贈与税ではなく所得税がかかることになります。

Q2

父母から毎月生活費をもらっていますが、贈与税がかかるのでしょうか。

夫婦や親子、兄弟姉妹など扶養義務者の間で生活費や教育費に充てるため取得した財産には贈与税はかかりません。ここでいう生活費とは、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、また、教育費とは、学費や教材費、文房具などをいいます。なお、非課税となる財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てられるものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり、株式や不動産の購入資金に充てている場合には贈与税が課税されることになります。



各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下である場合には贈与税がかかりませんので申告の必要はありません。

ただし、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが贈与者との間で約束されている場合には1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束した年に、定期金に関する権利(10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利)の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。なお、その贈与者からの贈与について相続時精算課税を選択している場合には、贈与税がかかるか否かにかかわらず申告が必要です。

参考:国税庁HP 質疑応答事例

< 伊藤 >

研修 予定

| 日時 | 研修内容 | 場所 | 講師 | 参噴 |
|-----------|-------------------------|----------|--------------|---------|
| 9月24日 (金) | テルモ経営研究会 経営者、事業主のための | 加藤烷里士事務所 | 長野FPコンサルティング | 1,000円 |
| 午後6時30分~ | 相続の基本と対策セミナー | 33377 | 原元士先生 | 1,000,3 |

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月ー 回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申 し付け下さい。

~ おもしろ雑学 ~ 月の表面

月の表面はフカフカである。しかしアポロ11号で月面着陸した船長の足元からホコリは舞い上がらなかった。月の表面はレゴリスと呼ばれる小麦粉の様な粉で覆われているが、月に大気はなく、跳ね上げられてもすぐ落ちてしまうのである。

教育モチベーションカレンダーおもしろ雑学集より(担当:田中)



I■■■ 休日カレンダー

9月(長月)September

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | ± |
|----|------|-----|----|------|----------|-------|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | | | | | 倉又•丸田 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | | | | | | 広川・田中 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | | | | | | 池原・原 |
| 19 | 20 | 2 1 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 敬老の日 | | | 秋分の日 | テルモ経営研究会 | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| | | | | | | |

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・土曜日も元気に営業しています。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

9月の税務

9月10日 平成22年8月分源泉所得税・住民税の納付

9月30日 平成22年7月決算法人の法人税等・消費税確定申告

平成23年1月決算法人の法人税等中間申告

平成23年1月決算法人の消費税中間申告

平成23年4月・1月・平成22年10月決算法人の消費税中間申告

あとがき

今年の夏は記録的な暑さでしたが、夜には虫の声も聞こえるようになり、秋の気配が感じられるようになりました。今のところ例年よりも台風の到来が少ないようですが、これからが本番。9月は偏西風の位置や気圧配置の影響で、台風が日本列島に最も近づきやすくなる月です。いざという時に慌てないように、身の回りの整理や、備品の点検など心掛けたいものです。

< 広川 >